

令和 8 年度富谷市太陽光発電等設置支援補助金 申請の手引き

富谷市企画部企画政策課

地球温暖化対策として、市内の家庭部門における再生可能エネルギーの普及促進のため、住宅への太陽光発電設備等の導入における費用の一部を助成します。

なお、本事業には、みやぎ環境交付金を活用しています。

1. 補助対象

(1) 補助対象者は、次の要件のすべてを満たす方です。

- ・令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までに補助対象設備を設置した方
- ・申請日において富谷市の住民基本台帳に記載されている方
- ・富谷市内で居住する住居、または自らが居住する目的で新築する住宅(申請者または申請者と生計を同一にする者によって、住宅として使用されているもの。店舗等の併用住宅を含み、長屋又は共同住宅を除く。)に対象設備を新規に設置又は増設した方
- ・市税等について、申請者に滞納がない方
- ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有していない方

(2) 補助対象設備および補助金額は、下表のとおりです。

対象設備	補助金の額	導入日の定義	備 考
住宅用太陽光発電システム（定置用蓄電池と同時に設置されたものに限る）	1 件あたり 4 万円	電力需給契約による電力受給開始日	・太陽光発電システムと定置用蓄電池を同時設置していること ・電力会社と電力需給契約を締結していること ・契約電池の最大出力が 1kWh 以上 10kWh 未満であること
定置用蓄電池（蓄電池のみの設置に限る）	1 件あたり 3 万円	保証書、領収書等に記載の引き渡し日	・太陽光発電システムと接続しているもの ・蓄電池の容量が 1kWh 以上
家庭用燃料電池（エネファーム）	1 件あたり 3 万円	保証書、領収書等に記載の引き渡し日	・(一社)燃料電池普及促進協会に登録及び登録された機器と同等の性能を有する機器が対象

※補助金の交付は同一住宅につき、同一設備は 1 回までです。

※単年度における申請は 1 回までとします。ただし、1 回の申請で複数の設備の申請は可能です。

※太陽光パネルのみの設置は対象外とします。

※いずれの設備も中古品・リース品は対象外とします。

2. 申請受付期間

	申請受付期間	対象設備設置期間
第1期	令和8年7月15日(水)から 令和8年10月14日(水)まで	令和8年4月1日から 令和8年9月30日まで
第2期	令和9年1月6日(水)から 令和9年1月20日(水)まで	令和8年10月1日から 令和8年12月31日まで

※受付期間毎に予算額を設定し、交付申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。

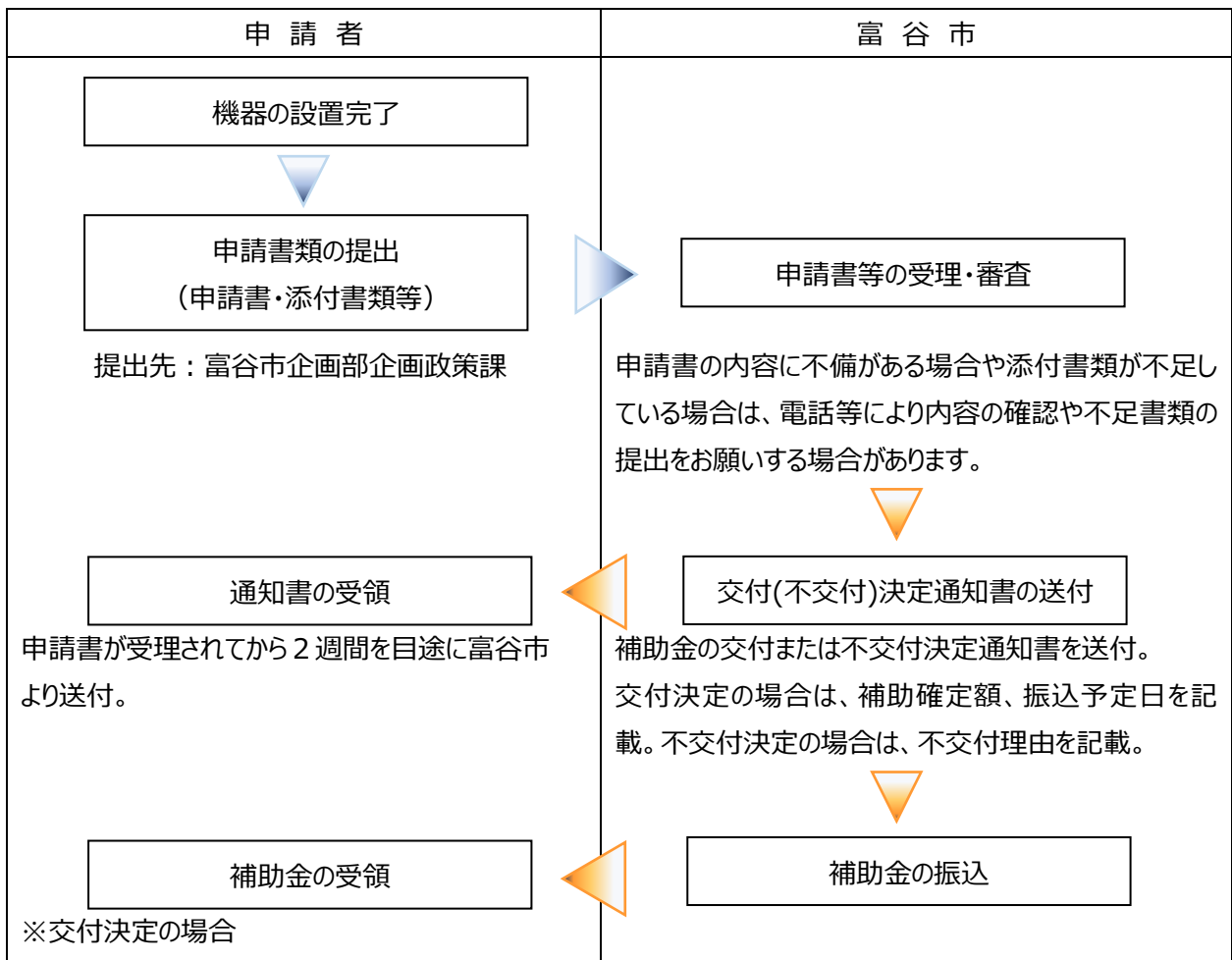
※予算額に達した日に複数の申請があった場合は、同日中に窓口で受け付けた申請(郵送の場合は、当日消印有効)のいずれも有効なものの中から、抽選により予算の範囲内において交付を決定します。

※令和9年1月以降に設置(電力需給契約を締結)した設備は、令和8年度補助の対象外です。

3. 申請の流れ

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて富谷市企画部企画政策課に持参または郵送してください。※必要書類は「4. 申請書類」とおりです。
- (2) 提出書類の審査後、市より補助金交付(不交付)の決定通知を交付します。
- (3) 補助金交付が決定した場合、申請者より届出のあった口座に補助金を振り込みます。

※申請から補助金交付までの流れ



4. 申請書類

提出書類	太陽光発電システム+蓄電池	定置用蓄電池	家庭用燃料電池（エネファーム）	備考
(1) 富谷市太陽光発電等設置支援補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）	○	○	○	
(2) 補助金振込先金融機関口座の通帳の写し	○	○	○	・申請者本人のものに限る
(3) 補助対象設備の形式、出力等が確認できる書類の写し	○	○	○	・（1）における申請書に記載された情報（メーカー、型番等）が確認できる書類の写しをご提出ください。
(4) 設置に係る費用の内訳が記載された契約書、またはこれに類する書類の写し	○	○	○	
(5) 補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し、またはこれに類する書類の写し	○	○	○	
(6) 補助対象設備の設置場所及び設置状態が確認できるカラー写真（太陽光発電システムを申請する場合は定置用蓄電池の写真も含む）	○	○	○	・設備の全体を確認できるカラーの写真を提出してください。 ・写真が不鮮明な場合は、再提出をお願いする場合があります。 ・太陽光発電システムの場合、パワーコンディショナの銘板、蓄電池、家庭用燃料電池の場合は、型番・製造番号が確認できる銘板の写真も提出してください。
(7) 電力会社との受給契約の締結が確認できる書類の写し	○	○	-	
(8) 富谷市太陽光発電等設置支援補助金申請事務代行者選任届(様式第2号)	本人以外の方が申請される場合			

・補助金申請者と電力需給契約者が異なる場合は、両者の同居確認のため続柄記載の住民票謄本を提出してください。

・その他、補助金の要件を満たしていることが確認できない場合は、追加の書類提出を求める場合があります。

5. その他

- 国や県における補助制度がある場合は、併用可能です。
- 対象設備の処分の制限について
耐用年数の期間内に設備を処分する場合は、事前に富谷市太陽光発電等設置支援補助金に係る財産処分届（様式第5号）を提出してください。
【耐用年数】

・太陽光発電設備	17年
・定置用蓄電池	6年
・家庭用燃料電池（エネファーム）	6年
- 交付決定後、下記のいずれかに該当すると認められたときは、交付決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。
 - ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ・補助金を他の用途に使用したとき。
 - ・「富谷市太陽光発電等設置支援補助金交付要綱」の規定に違反したとき。
- 申請書類一式は返却しませんので、写しを取り、保管してください。
- 申請書類や記載内容に著しい不備があった場合は受付せずに書類一式を返送いたします。
- 鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください。
- 交付申請書類に不備がある場合は、当該不備に係る補正が完了した時点で提出があったものとし、不備を指摘してから2週間経過しても不備が解消されない場合、失格といたします。
- 提出書類の預かりや仮予約等はありません。

【申請に関する Q&A】

No.	質 問	回 答
1	太陽光パネルの取り換えを予定しているが、補助金の対象となるか。	対象外です。 ただし、増設により発電量が増加し、蓄電池も設置する場合は対象となります。
2	蓄電池の取り換えを予定しているが、補助金の対象となるか。	対象外です。
3	太陽光発電システムは、カーポート型も対象となるか。	対象となります。
4	太陽光発電システムは、FIT・非 FIT に関わらず対象となるか。	FIT・非 FIT どちらでも申請可能です。
5	リースまたは PPA 契約でも補助金の対象となるか。	機器の所有者が申請者本人以外の場合は対象外です。
6	太陽光発電システム込みで住宅を購入したものの、補助対象設備の金額が不明だが、補助金の対象となるか。	対象外です。 ただし、内訳が証明できる場合は対象となります。
7	ポータブル蓄電池は補助金の対象となるか。	対象外です。
8	電気自動車を蓄電池として購入を予定しているが(V2H)、補助金の対象となるか。	対象外です。
9	設備設置前でも申請できるか。	申請できません。令和 8 年 4 月 1 日から 12 月末までに設置（電力受給契約等が完了）した場合が対象となります。
10	国の補助金（ZEH 支援事業など）を既に受け取った。市の補助金も申請できるか。	申請可能です。
11	エネファームと蓄電池を同時に導入する場合、両方の補助に申請できるか。	可能ですが、予算枠の範囲内での補助であるため、両方に対する補助を確約できるものではありません。

No.	質 問	回 答
12	いつ申請すればよいか。 設置時期による制限はあるか。	<p>設備の設置完了日（電力需給契約による電力受給開始日、保証書・領収書等に記載の引き渡し日）を確認の上、対応する申請受付期間中にお申し込みください。</p> <p>※必ず設置（工事および支払い）が完了した後申請すること。</p> <p>※複数の設備を導入する場合は、最も遅い基準日に応じた期間に申請すること。</p> <p>※これから転居される住宅へ補助対象設備等を設置する場合は、住民票異動後に申請すること。</p>
13	第1期の申請が間に合わなかったため、第2期で申請できるか。	原則として、設置期間に対応する期での申請をお願いしていますが、予算の執行状況により第2期で調整を行う場合があるので、HP等を確認願います。
14	太陽光パネルの全体を確認できる写真の撮影が難しい。	建物の構造上や設置場所の都合により全体写真の撮影が困難な場合は、設置状況が確認できる図面の写しを提出してください。